

## 繊維板

## 正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	5	厚さ、幅及び長さ、並びにそれらの寸法の許容差及び直角度は、7.3によって測定したとき、それぞれ表11～表13による。ただし、幅、長さ、寸法の許容差及び直角度について、特に要求のある場合には受渡当事者間の協定による。厚さの許容差は、特に指定がない限り、表13による。また、許容差はプラス側又はマイナス側を制限してもよい。ただし、その場合の全許容差範囲は、この表の全許容差範囲に等しいものとする。	厚さ、幅及び長さ、並びにそれらの寸法の許容差及び直角度は、7.3によって測定したとき、それぞれ表11～表13による。特に要求のある場合には受渡当事者間の協定による。ただし、厚さの許容差は表13による。厚さの許容差のプラス側又はマイナス側を制限してもよいが、全許容差範囲は、表13の全許容差範囲に等しいものとする。

平成 27 年 9 月 1 日作成